

第2節 全体についての防火管理に係る消防計画

第1 作成上の留意事項

1 作成例の活用対象

統括防火管理義務対象物で次の(1)又は(2)以外の防火対象物を対象に作成されている。

- (1) 統括防火管理義務対象物で、防火管理技能者、防災センター要員、自衛消防活動中核要員を置く防火対象物
- (2) 統括防災管理義務対象物

2 記入上の注意事項

- (1) 消防計画の各項目は、作成例の「解説（作成上の留意事項）」を参照して作成する。
- (2) 作成例は、統括防火管理義務対象物における基本的な全体についての防火管理に係る消防計画の作成例であるため、建物構造及び設備等の設置状況並びに建物や事業所の個々の形態及びその特異性等を加味し、実態に合うように作成する。別表等も、本作成例を参考にして防火対象物等の実態に合うように作成する。
- (3) 作成する全体についての消防計画は、各防火管理者が作成する消防計画と整合が図られているものにする。
- (4) ▲印は、該当する場合に記入する。
- (5) 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（※）を運用している場合は、必要事項を余白等へ書き加える。
- (6) 作成例に示す別表等のほか、必要に応じ、資料編の中から消防計画に内容を盛り込む（例：ガス漏れ事故防止対策、停電発生時の出火防止対策）。

3 消防計画作成チェック表の添付

届出書に「全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表」を添付することにより、全体についての消防計画に定めるべき事項等に漏れがないかどうか確認を行う。

※参考 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（資料編・資料12参照）

垂直避難が困難な歩行困難者等のために、消防隊が避難誘導を完了するまでの間、一時的に留まることができる一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターを設置した防火対象物における避難安全対策のこと。指導する防火対象物は、建基法第2条第9号の2に規定する耐火建築物のうち次のものとする。

- (1) 一時避難エリアの設置の指導対象

建基令第122条に規定する特別避難階段の設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が利用するもの

- (2) 避難誘導用エレベーターの設置の指導対象

建基令第129条の13の3に規定する非常用エレベーターの設置が義務付けられるもののうち、歩行困難者等が主に利用する階、人数及び歩行困難者等の情報（車椅子使用、歩行器使用、視覚障がい等をいう。）を事前に把握が可能なもの

第2 全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表

作 成 す る 内 容		法令 根拠等	該当 確認	作 成 チェック
第1 目的及び適用範囲				
1	目的	◎		
2	適用範囲	◎		
3	各管理権原者の権原の範囲	◎		
4	全体についての防火管理業務の一部委託	◎	▲	
第2 各管理権原者の責務				
1	各管理権原者の責務	○		
2	統括防火管理者の選任及び届出	◎		
3	全体についての消防計画の作成及び届出	◎		
4	資格管理	○	▲	
第3 各防火管理者の責務				
	各防火管理者の責務	○		
第4 統括防火管理者の責務				
	統括防火管理者の責務	○		
第5 火災予防のための点検・検査				
1	自主的に行う点検・検査	◎		
2	防火対象物の法定点検	◎	▲	
3	消防用設備等の法定点検	◎		
4	点検後の対応	◎		
第6 建物全体で守るべき事項				
1	避難施設等の維持管理及びその案内	◎		
2	放火防止対策	○		
3	工事中の安全対策	○		
第7 防火・防災教育				
1	防火・防災教育の実施	○		
2	防火・防災教育の内容	○		
第8 自衛消防活動				
1	自衛消防活動体制	◎		
2	営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制	◎	▲	
3	消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導	◎		
4	火災時の自衛消防活動	◎		
5	震災時の自衛消防活動	◎		

第9 訓練				
	1 自衛消防訓練の実施時期	◎		
	2 訓練実施結果の保存	◎		
第10 震災対策				
	1 震災に備えての事前計画	○		
	2 震災時の活動計画	○		
	3 施設再開までの復旧計画	○		
第11 その他の災害対策				
	1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策	○		
	2 大雨・強風等に係る自衛消防対策	○		
	3 受傷事故等の自衛消防対策	○		
	4 ガス漏えい時の自衛消防対策	○		
	5 停電時の自衛消防対策	○		
第12 雑則				
別記	防火対象物の管理権原者の権原の範囲	◎		
別表1	全体についての防火管理業務の一部委託状況表	◎	▲	
別表2	全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容 チェック表	◎	▲	
別表3	自主検査チェック表「建物」	○		
別表4	自主点検チェック表「消防用設備等」	○		
別表5	一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄	○		
別表6	施設の安全点検のためのチェックリスト	○		
別添え1	火災時の自衛消防活動要領	◎		
別添え2	震災時の自衛消防活動要領	◎		
その他				

(備考)

- 1 自衛消防組織、防災センター要員、防火管理技能者、自衛消防活動中核要員のいずれかを防火対象物に置かなければいけない場合は、「全体についての防火・防災管理に係る消防計画」を使用して作成する。
- 2 ◎印は、消防法第8条の2第1項に定める防火対象物の全体についての消防計画を作成する上で、必要な項目である。
- 3 ○印は、全体についての消防計画を作成する上で定めることが望ましい項目である。
- 4 ▲印は、該当する場合に定める項目である。
- 5 作成チェック欄は、統括防火管理者が、全体についての消防計画を作成するに当たり、必要項目を確認し、作成したものについて「✓」印でチェックする。
- 6 防火対象物の実態にあわせて作成した別記・別表・別図については、別表等の空欄に記入する。

第3 作成例

第1 目的及び適用範囲等

1 目的

この計画は、〇〇〇〇ビルの全体についての防火管理上必要な業務に係る事項を定め、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この全体についての消防計画を適用する者の範囲は、〇〇〇〇ビルに勤務し、出入りする全ての者とする。

3 各管理権原者の権原の範囲

防火対象物の各管理権原者の当該権原の範囲については、別記のとおりとする。

▲ 4 全体についての防火管理業務の一部委託

(1) 計画の適用

この計画は、委託を受けて全体についての防火管理業務に従事する者（以下「受託者」という。）についても適用する。

(2) 全体についての防火管理業務の一部委託状況

別表1「全体についての防火管理業務の一部委託状況表」のとおり

(3) 受託者との契約内容のチェック

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての防火管理業務の適正化を図るため、受託者が実施する防火管理業務について、別表2「全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表」に基づき、委託契約等の内容を確認する。

(4) 委託者からの指揮命令

受託者は、この計画に定めるところにより、当該防火対象物の各管理権原者及び統括防火管理者、防火対象物自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。

(5) 委託者への報告

受託者は、受託した全体についての防火管理業務について、定期的に統括防火管理者に報告する。

○解説（作成上の留意事項）○

第1 目的及び適用範囲

1 目的

全体についての防火に係る消防計画の作成・届出については法8条の2に定められている。

2 適用範囲

全体についての消防計画を適用する者の範囲について、当該防火対象物に勤務し、出入りする全ての者であることを明確にする。

3 各管理権原者の権原の範囲

- (1) 省令第4条第1項第1号の規定に基づき、防火対象物の管理権原者の当該権原が及ぶ範囲を明確にする。
- (2) 管理権原者の当該権原が及ぶ範囲は、所有形態、管理形態、使用形態等を総合的に考慮して、管理権原が不明となる部分が生じることのないようにする。
なお、管理権原の範囲を明示する方法については、必要に応じ図面等を添付する。

▲4 全体についての防火管理業務の一部委託

- (1) 防火管理上必要な業務（防火管理業務）の一部が当該防火対象物等の関係者及び関係者に雇用されている者（当該防火対象物等の部分の関係者及び関係者に雇用されている者を含む。）以外の者に委託されている防火対象物にあつては、当該受託者についても本計画の適用範囲となる。
- (2) 管理権原者は、全体についての防火管理業務において、統括防火管理者が行う全ての業務又は一部の業務を第三者へ委託している場合においても、法令上の責任を免れるものではないことから、委託する業務の範囲、方法を明確にし、適切に業務が推進されるように委託業務管理を行うことが必要であり、一部委託する場合は別表1を作成し、添付する。
- (3) 全体についての防火管理業務の一部委託においては、受託者が実施する業務と統括防火管理者が実施する業務とが混在することから、受託者との契約範囲の再確認及び契約範囲の漏れを防止し、受託者が行う全体についての防火管理業務を明確にするため、別表2のチェック表を活用して確認し、添付する。
- (4) 全体についての防火管理業務の一部を第三者に委託している場合にあつては、当該受託者が管理権原者、統括防火管理者、防火対象物自衛消防隊長等の指示、指揮命令の下に防火管理業務を実施するように定める。
- (5) 受託者が委託した全体についての防火管理業務の実施状況を、受託者から委託者（統括防火管理者等）に報告することについて、明確にしておく。

第2 各管理権原者の責務

1 各管理権原者の責務

- (1) 各管理権原者は、それぞれの消防計画（以下「事業所の消防計画」という。）に基づき、当該防火管理者に防火管理上必要な業務を適正に行わせる。
- (2) 各管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を適切に行うことができるように相互に協力する。

2 統括防火管理者の選任及び届出

- (1) 全ての管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を行わせる。事業所の入退去等により各管理権原が変更になったときも同様とする。
- (2) 前項の協議は、電子メールを用いた協議方法 によって行う。
- (3) 管理権原者は、統括防火管理者を定めたときは、所轄消防署長に届け出る。

↓主要な者等方式で届出する場合

- ▲(4) 前項の届出は、防火対象物における各管理権原者のうちの主要な者として 当防火対象物等の所有者 を指定し、その代表者名をもって行う。

3 全体についての消防計画の作成及び届出

- (1) 各管理権原者は、統括防火管理者に、全体についての消防計画の作成及び所轄消防署長への届出をさせる。

↓主要な者等方式で届出する場合

- ▲(2) 前(1)の届出は、前2、(4)のとおり各管理権原者のうちの主要な者を指定し、その代表者名をもって行う。
- (3) 各事業所の消防計画は、全体についての消防計画に適合させる。

第2 各管理権原者の責務等

1 各管理権原者の責務

- (1) 全体についての防火管理上必要な業務を適正に行うため、その前提として、防火対象物の管理権原者が適正に防火管理上必要な業務を遂行させなければならないことを明記する。
- (2) 管理権原者は、防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務を相互に協力して適切に遂行する必要があることを明記する。

2 統括防火管理者の選任及び届出

- (1) 統括防火管理者の選任する協議の方法（任意の方法に委ねられている）を明記する。

なお、任意の方法については、次の例が挙げられる。

ア 従前（平成26年3月31日以前）の省令第4条の2第1項第1号に規定する共同防火管理協議会が、改正後（平成26年4月1日以後）においても継続して設置及び運用等されている場合

イ 前ア以外で、防火対象物の管理権原者等で構成する組織（以下「協議会」という。）において、契約書等で次に掲げる事項が定められている場合

- ・ 協議会が当該防火対象物の管理権原者及び統括防火管理者を構成員として組織されていること。
- ・ 協議会の設置及び運用に関すること。
- ・ 協議会を代表する者の選任に関すること。
- ・ 統括防火管理者の選任に関すること。
- ・ 協議方法その他協議に関し必要な事項に関すること。

ウ 管理権原者の協議の方法として、例示及び次の内容を参考にして記入する。

なお、防火管理協議会を設置する場合は、組織、運営及び構成員等を別に定める。

・ 契約書等において防火対象物の所有者が定める者を統括防火管理者とすることを明記すること。

・ 防火管理協議会での協議

- ▲(2) 統括防火管理者の届出については、全ての管理権原者の連名によること（連名方式）が原則であるが、管理権原者のうち、主要な者等による届出（主要な者等方式）とする場合はその旨を明記する。

【主要な者等とは】

防火対象物の所有者その他の当該防火対象物の管理権原者のうち主要な者をいい、概ね次により判断するものとする。

- ・ 占有する面積及び収容人員の割合が大きな事業所の管理権原者であること。
- ・ 営業時間が、その他の部分の営業時間と幅広く重複している事業所の管理権原者であること。

3 全体についての消防計画の作成及び届出

- (1) 法第8条の2第3項の規定により、事業所の各防火管理者が作成する消防計画と適合するものでなければならないとされていることから、それぞれの事業所の消防計画について整合を図る必要がある。
- (2) 届出については前2、(2)と同じ

4 資格管理

- (1) 各管理権原者及び統括防火管理者は、当建物に義務付けられた法定資格者の種別と従業員の資格保有状況を把握し、適正に法定資格者が配置されるように維持管理する。

↓ 防火管理者の再講習が必要な場合

- ▲(2) 各管理権原者は、防火管理者の資格管理を適正に行い、甲種防火管理再講習の受講を徹底する。

4 資格管理

(1) 管理権原者等は、防火管理業務上必要とされる各種法定資格について、不備の生じることのないよう管理する。

▲また、防火管理業務の一部を第三者に委託している場合は、受託者の資格も管理できるように受託者との契約書等に明記しておく。

▲(2) 次のア及びイに該当する防火対象物で甲種防火管理新規講習を修了した防火管理者は、講習修了後又は再講習修了後、5年ごと（講習修了日以降における最初の4月1日から5年以内）に再講習を受講する義務がある。

ア 防火管理者に選任されている防火対象物が次の項目全てに該当するもの

- ・ 特定用途の防火対象物であること。
- ・ 防火対象物全体の収容人員が300人以上であること。
- ・ 防火対象物が甲種防火対象物であること。

イ 甲種防火管理者の選任が義務となる事業所等の防火管理者に選任されていること。

第3 各防火管理者の責務

各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告又は承認を受ける。

報告項目	内 容
事業所の防火管理関係	防火管理者に選任又は解任されたとき
	事業所の消防計画を作成又は変更するとき
	事業所の消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
	事業所の消防計画に定めた訓練を実施するとき
	事業所の収容人員や用途を変更するとき
	防火管理業務の一部を委託又は防火管理者の業務を委託するとき
点検・検査の結果関係	防火対象物の法定点検の実施及び結果について
	消防用設備等・特殊消防用設備等（以下「消防用設備等」という。）の法定点検の実施及び結果について
	建築物等の定期検査の実施及び結果について
	消防機関が行う検査等の実施及び結果について
	防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥を確認したとき及びそれらを改修したとき
火気・危険物関係	臨時に火気を使用するとき
	大量の可燃物を搬入するとき
	危険物又は引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
使用状況の変更関係	内装改修又は改築等の工事を行うとき
	用途（一時的含む。）を変更するとき
	客席又は避難通路の変更を行うとき
	火気設備・火気器具（以下「火気設備・器具」という。）又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
	催物を開催するとき
その他	統括防火管理者から指示された事項を履行したとき
	その他火災予防上必要な事項

第4 統括防火管理者の責務

統括防火管理者は次に掲げる業務を行う。

業務項目	内 容
監督・指示業務	全体についての防火管理業務を行う上での、各防火管理者へ必要な指示
訓練業務	防火対象物等全体で行う消火、通報、避難訓練の定期的な実施
避難施設の維持管理業務	防火対象物等の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
消防隊の支援	消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導
計画の作成・届出	全体についての防火管理に係る消防計画の作成、消防機関への届出
その他	その他、防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務

第3 各防火管理者の責務

- (1) 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示を遵守することを定める。
 - (2) 自己事業所の防火管理上必要な事項について変更等する場合は、統括防火管理者に対して、報告又は承認を受けなければならない事項を明確にしておく。
 - ▲(3) 防火管理者は、消防活動支援対策として歩行困難者等（高齢者、車いす使用者等、階段による避難が困難な在館者）の状況を事前に取りまとめて管理人室に保管し、自衛消防訓練等の機会を捉えて定期的に更新する。
- ＜参考＞ 歩行困難者等一覧については、資料編・資料13 参照

第4 統括防火管理者の責務

- (1) 統括防火管理者は、次に示す防火対象物の全体に係る防火管理業務の実行にあたり、必要に応じて管理権原者（最も適当と考えられる管理権原者でよい。）に指示を求め、誠実にその職務を行わなければならない。
 - ア 消火、通報及び避難の訓練の実施
 - イ 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理
 - ウ その他防火管理上必要な業務の実施
- (2) 統括防火管理者は、各防火管理者による防火管理業務が適正に行われていないために、自らに課せられている防火対象物の全体についての防火管理業務を遂行することが出来ないと認める場合には、その権限の範囲において、各防火管理者に対して必要な措置を講ずべきことを、次の例示のよう指示することができる。

なお、当該指示権については、統括防火管理者が行う防火管理業務の実効性を確保するために、ひいては防火対象物における自律的な防火管理体制を構築するために必要なものである。

 - ・ 当該防火対象物の廊下等に、避難の支障になる物件を置いてある状態を是正しようとし、しない防火管理者に対し、当該物件を撤去することを指示
 - ・ 防火対象物の全体についての消防計画に従って実施される訓練に参加しない防火管理者に対して、訓練の参加を促すことを指示

第5 火災予防のための点検・検査

1 自主的に行う点検・検査

- (1) 統括防火管理者は、別表3『自主検査チェック表「建物」』及び別表4『自主点検チェック表「消防用設備等」』に基づき、自主点検を実施する。
- (2) 自主点検の実施時期は、○ 月頃と ○ 月頃 に行う。

↓消防用設備等に特例が適用されている場合

- ▲(3) 統括防火管理者は、特例適用条件の適否についてもあわせて実施するとともに事業所の防火管理者に対しても同様に実施するように指示する。

↓防火対象物点検報告が必要な場合

▲ 2 防火対象物の法定点検

- (1) 防火対象物等の法定点検は、各管理権原者 の責任により行う。
- (2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力する。
- (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

3 消防用設備等の法定点検

- (1) 消防用設備等の法定点検は、建物所有者 の責任により行う。
- (2) 各管理権原者は、点検に必要な場所への立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう協力する。
- (3) 点検を実施する場合は、事業所の防火管理者等が立ち会う。

4 点検後の対応

(1) 点検結果の記録

統括防火管理者は、防火対象物及び消防用設備等の法定点検の結果を取りまとめ、各管理権原者に報告するとともに、その取りまとめた記録を防火管理維持台帳に3年間保管する。

(2) 不備欠陥箇所の改修

管理権原者及び統括防火管理者は、点検・検査により明らかになった不備欠陥について、速やかに改修するための必要な措置を図る。

第5 火災予防のための点検・検査

点検・検査業務は、建物等及び消防用設備等を維持管理するための手段として、定期的に法令で定める点検・検査や日常では確認できない箇所を専門的知識や技術を有する者を活用して確認する自主点検・検査業務であり、不備欠陥箇所等の早期発見、早期改修につながる業務である。

1 自主的に行う点検・検査

- (1) 統括防火管理者が実施する自主点検・検査については、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設に係るものを中心に、当該防火対象物の全体についての防火管理に関し必要な点検・検査を行う。
- (2) 出火防止及び避難安全確認は原則毎日行うこととし、建物及び消防用設備等の確認は、法定点検等の時機を踏まえ、年2回程度実施するように予定時期を記入する。

- ▲(3) 消防用設備等について、政令第32条又は条例第47条により、消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、法令の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるとき等に、特例を適用している場合がある。

また、火気設備・器具、客席又は避難通路などについて、特例等を適用している場合がある。そのため、条例第64条による特例申請時の条件が維持されていることを確認する必要がある。

▲2 防火対象物の法定点検

- (1) 法第8条の2の2の規定に基づく防火対象物の法定点検が必要となるものについては、当該点検を実施しなければならない管理権原者を明確にしておく。
- (2) 管理権原者は、点検の実施にあたって必要な場所の立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。
- (3) 点検場所の防火管理者等が立ち会うことを明記する。

3 消防用設備等の法定点検

- (1) 法第17条の3の3の規定に基づく消防用設備等の法定点検について、当該点検を実施しなければならない管理権原者を明確にしておく。
- (2) 防火対象物に付帯する施設及び消防用設備等・特殊消防用設備等（例 屋内消火栓、スプリンクラー設備）については、建物全体に設置されているものがほとんどであり、防火対象物の所有者が、その機能維持のための管理を行っていることが一般的である。
- (3) 管理権原者は、点検の実施にあたって必要な場所の立入りを認めるなど、点検が適切に実施できるよう相互に協力しなければならない。
- (4) 点検場所の防火管理者等が立ち会うことを明記する。

4 点検後の対応

- (1) 統括防火管理者が行う自主点検・検査の結果については、防火管理維持台帳に3年間保管する。
- (2) 点検・検査により明らかになった不備欠陥等については、管理権原者がその改修を行う義務がある。

なお、必要がある場合は、速やかに改修を図るため、改修に伴う具体的な費用負担等を事前に定めておく。

第6 建物全体で守るべき事項

1 避難施設等の維持管理及びその案内

統括防火管理者は、次により、廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を適正に維持管理する。

(1) 廊下、階段、避難口、通路等

- ① 避難の障害となる設備又は物品を設けない。
- ② 床面は避難に際し、つまずき、すべり等を生じないように維持する。
- ③ 避難口等に設ける戸は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持する。

(2) 安全区画、防煙区画等

- ① 防火設備は、常時閉鎖又は作動できるようにその機能を有効に保持し、閉鎖の障害となる設備又は物品を設けない。なお、防火設備の開閉位置と他の部分とを色別しておく。
- ② 防火区画の防火設備に近接して延焼の媒介となる可燃物を置かない。

(3) 避難経路の案内

統括防火管理者及び各防火管理者は、従業員及びその他防火管理業務に従事する者、建物利用者に避難口及び避難階段の位置を把握させるために、必要に応じて避難経路図等を掲出する。

2 放火防止対策

統括防火管理者は、放火防止対策について事業所の消防計画に定めさせるほか、次の対策を推進する。

(1) 建物内外の整理整頓

(2) 物置、空室、雑品倉庫等の施錠管理の徹底

(3) 挙動不審者への声掛け

(4) 死角となりやすい廊下、階段室、トイレ等の可燃物の除去

(5) その他 ゴミ類は、ゴミ収集日の朝までにゴミ集積所には出さない。

3 工事中の安全対策

(1) 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、所轄消防署長へ届け出る。

(2) 統括防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事等に関し、必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、法令適合の確認や火気管理等の防火上の確認を行う。

第6 建物全体で守るべき事項

1 避難施設の維持管理及びその案内

- (1) 統括防火管理者は、階段や廊下等の避難施設での避難障害となる物件、防火戸や防火シャッター等の防火設備の閉鎖障害となる物件の有無を日常的に確認するとともに、法令基準に基づく通路幅員等の確認などを行う。
- (2) 各事業所の防火管理者による防火管理業務が適正に行われていないために、自らに課せられている防火対象物等全体の防火管理業務を遂行することができないと認める場合には、その権限の範囲において、各防火管理者に対して必要な措置を講ずべきことを指示し、避難における安全性を確保する必要がある。
- (3) 統括防火管理者は、防火管理者、従業員等に廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設を把握させるとともに、必要に応じて避難経路図等を掲出することを明記する。

2 放火防止対策

- (1) 放火火災を防止するためには、放火の危険性を踏まえて建物の実態に応じた対策を行うことが必要である。
- (2) 過去の火災事例を見ると、トイレ・倉庫・階段室など、人が通常出入りしない場所からの出火が多いことから、死角となる部分等を重点とした対策を講じることが大切である。
- (3) 各用途に応じて、例示及び次の内容を参考にしてその他欄に追加して記入する。
 - ・挙動不審者を見かけたら統括防火管理者へ報告する。
 - ・「監視中」のポスターを作成して掲示し、放火させない環境づくりに努める。

3 工事中等の安全対策

- (1) 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる工事が行われる場合に、工事を行う事業所の防火管理者等と協力して「工事中の消防計画」を作成し、届け出ることを明確にしておく。
- (2) 統括防火管理者は、防火対象物内の消防用設備等の改修工事、用途変更及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、法令適合の状況確認や工事中の火気管理の確認など防火上の安全対策に関する事項は、防火対象物全体としての法令遵守を目的として確認することを明記する。

第7 防火・防災教育

1 防火・防災教育の実施

- (1) 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、防火・防災管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。
- (2) 統括防火管理者が実施する教育は、防火対象物の全体についての訓練時にあわせて実施する。

2 防火・防災教育の内容

統括防火管理者が行う防火管理業務に従事する者に対する防火・防災教育の内容は、次による。

- (1) 全体についての防火管理に係る消防計画の内容の周知
- (2) 各事業所の権原の範囲とその責務等
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等、防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画等の避難施設の維持管理
- (6) 地震及びその他の災害が発生した場合の自衛消防活動に関する事項
- (7) その他火災予防上及び自衛消防活動上必要な事項

第8 自衛消防活動

1 自衛消防活動体制

- (1) 火災が発生した事業所の消防計画に定める自衛消防隊の活動を基本とする。
- (2) 火災発生事業所以外の事業所にあっても、事業所の消防計画に定める自衛消防隊の組織を活用して、必要に応じて、通報、消火、避難誘導等の活動を行う。
- (3) 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、各事業所は、統括防火管理者及び各防火管理者を中心として相互に連絡、協力し、建物全体として火災、地震その他の災害に対応する。

第7 防火・防災教育

1 防火・防災教育の実施

- (1) 条例第55条の3の7に基づき、各事業所の管理権原者は、防火管理業務を効果的に行うために統括防火管理者、防火管理者、防火管理技能者、火元責任者その他防火管理の業務に従事する者に対して、消防機関が実施する防火管理に関する講習会、行事等に参加させることなどにより防火管理の業務に関する知識及び技能を高めさせるように努めなければならない。
- (2) 統括防火管理者は、各事業所の防火管理業務に直接携わる者に対して、それぞれの業務に必要な知識技術を高めるために教育を行わなければならないことを定める。
- (3) 防火・防災教育を実施する時期について、1年に1回以上実施するように定める。

2 防火・防災教育の内容

- (1) 各事業所の従業員等に対する教育は、各事業所の消防計画において、それぞれの実態に合うように定める。
- (2) 防火管理業務に従事する者に対して行う教育で重要となるのは、全体についての消防計画の内容を良く理解することと、防火対象物自衛消防隊の各自の任務を周知することなどである。

第8 自衛消防活動

1 自衛消防体制

- (1) 各事業所の自衛消防隊は全事業所における防火対象物自衛消防隊の地区隊の位置付けとなり、火災発生時は各事業所の自衛消防隊長の指揮のもとに初動措置を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。
- (2) 自己の事業所以外で火災が発生した場合は必要に応じ、統括防火管理者を中心として、防火対象物内の事業所が連携して消火活動等を行う。

↓営業時間内と自衛消防隊の組織編成及び活動要領が異なる場合

▲ 2 営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制

(1) 営業時間外等に在館者がいる場合

営業時間外等に発生した災害等に対しては、在館中の事業所の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が協力する。

① 通報連絡

火災が発生した場合は、発見者は直ちに 119 番通報するとともに、建物内にいる者に火災の発生を知らせ、さらに緊急連絡一覧表等により防火管理者等関係者に速やかに連絡する。

② 初期消火・安全防護

消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を有効に活用し適切な初期消火を行うとともに防火戸などの閉鎖を行う。

③ 避難誘導

工事、点検等のため入館者がある場合は、放送設備や拡声器などを使用して火災を知らせ、避難方向等を指示する。

④ 消防隊への情報提供等

消防隊に対して、火災発見の状況、延焼状況等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

⑤ その他

事業所の防火管理者は、火災、地震その他の災害等により被害が生じた場合は、統括防火管理者に報告する。

(2) 営業時間外等に無人となる場合

営業時間外等において無人となる場合は、次によるものとし、火災発生等の連絡を受けた防火管理者等は、直ちに現場に駆けつける。

▲① 事業所火災直接通報（承認番号_____）

▲② 代理通報 （通報事業者名_____）

▲③ その他 _____

3 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

(1) 情報提供

統括防火管理者は、火災、地震その他の災害等が発生した際に消防隊に対して情報提供するため、次に掲げる図書等を 〇階管理室 に配置する。

① 防火対象物の概要表、案内図、平面図、詳細図、立面図、断面図、展開図、室内仕上表及び建具表等

② 火気設備・器具等の位置、構造等の状況を示した図

③ 緊急連絡先一覧

④ 防火管理維持台帳

(2) 消防隊の誘導

火災、地震その他の災害等が発生した際は、防火対象物の 〇〇側正面玄関 に消防隊の誘導のための配置員を置く。

▲ 2 営業時間外等（夜間・休日等）の自衛消防活動体制

- (1) 防火対象物の休日、夜間などの営業又は就業をしていない時間帯における活動体制について定めるものであり、営業時間外等における自衛消防活動の初動措置の万全を期そうとするものである。
- (2) 営業時間外等に在館者がいる場合は、宿直員の人員等、防火対象物の実態に応じて必要な業務を定める必要がある。
- (3) 無人となる場合は、各事業所の防火管理者等がすぐに駆けつける体制をとるものとする。
- ▲(4) 事業所火災直接通報を行っている場合は承認番号を記入する。
- ▲(5) 代理通報を行っている場合は通報を委託している通報事業者名を記入する。
- (6) 各用途に応じ、その他欄に追加して記入する。

3 消防隊に対する情報提供及び消防隊の誘導

- (1) 火災、地震その他の災害等が発生した際に、円滑な消防活動を支援するため、防火対象物の図書等を速やかに消防隊に提供できる場所に保管することを定める。
- (2) 火災、地震その他の災害等が発生した際に、消防隊の誘導のための自衛消防隊員等の配置場所を明記する。

4 火災時の自衛消防活動

別添え 1 の火災時の自衛消防活動要領により行動する。

5 震災時の自衛消防活動要領

別添え 2 の震災時の自衛消防活動要領により行動する。

第 9 訓練

1 自衛消防訓練の実施時期

統括防火管理者は、防火対象物の全体についての消火、通報及び避難の訓練等を 火災予防運動期間の前後（1 1 月・3 月）の年 2 回 実施する。

2 訓練の実施結果の保存

- (1) 自衛消防訓練終了後、統括防火管理者は、訓練の実施結果を検証し、検討結果を各管理権原者に報告するとともに以後の訓練に反映させる。
- (2) 検討結果から、必要によりこの計画の見直しを行う。
- (3) 「自衛消防訓練実施結果記録書」を防火管理維持台帳に綴じて、訓練を行った日から 3 年間保存する。

4 火災時の自衛消防活動

火災発生時の自衛消防活動について別添え 1 を添付し、具体的に定めておく。

5 震災時の自衛消防活動

震災発生時の自衛消防活動について別添え 2 を添付し、具体的に定めておく。

第9 訓練

1 自衛消防訓練の実施時期

- (1) 特定用途の防火対象物は、各事業所ともに消防計画に基づく訓練と合わせて、消火及び避難の訓練を年 2 回以上実施する。
- (2) 非特定用途の防火対象物は、各事業所ともに消防計画に基づく訓練と合わせて、消火及び避難の訓練が年 1 回以上となるように配慮する。

2 訓練の実施結果の保存

統括防火管理者は、訓練の内容等について訓練方法、消防計画等に修正すべき点はないかを検討し、必要により改善していくことを明記する。

第 10 震災対策

1 震災に備えての事前計画

対 策	内 容								
建築物等の点検及び補強	統括防火管理者は、建築物及びこれに付随する工作物（看板、装飾塔等）の倒壊、転倒、落下の防止措置状況を把握し、必要に応じて補強する。								
安全避難の確保及び点検	統括防火管理者は、事業所が実施する避難施設及び防火設備の点検状況を確認し、不備等がある場合は、事業所の防火管理者に対して必要な措置を講じるよう指示する。								
資器材及び非常用物品の準備及び確保	① 各管理権原者は、地震その他の災害に備え、事業所の消防計画に基づき、救助救護等の資器材及び非常用物品を準備し、維持管理する。 ② 防火対象物の全体についての資器材及び非常用物品は、<u>○階管理室</u>に次のものを配置する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>品 名</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急手当用品</td><td>医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、止血剤等 救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、ばんそうこう等</td></tr> <tr> <td>救助作業用資器材</td><td>ジャッキ、のこぎり、バール、スコップ、担架、毛布等</td></tr> <tr> <td>非常用物品</td><td>懐中電灯、拡声器、ラジオ、防水シート、ヘルメット等</td></tr> </tbody> </table> ③ 統括防火管理者は、資器材及び非常用物品の点検、整備を定期的実施する。	種 別	品 名	応急手当用品	医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、止血剤等 救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、ばんそうこう等	救助作業用資器材	ジャッキ、のこぎり、バール、スコップ、担架、毛布等	非常用物品	懐中電灯、拡声器、ラジオ、防水シート、ヘルメット等
種 別	品 名								
応急手当用品	医薬品：殺菌消毒剤、やけど薬、止血剤等 救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、ばんそうこう等								
救助作業用資器材	ジャッキ、のこぎり、バール、スコップ、担架、毛布等								
非常用物品	懐中電灯、拡声器、ラジオ、防水シート、ヘルメット等								
↓ 応援協定等が締結されている場合 ▲周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立	統括防火管理者は、周辺地域の事業所又は住民等との災害時の連携について、各管理権原者と協議し、協力体制の構築を図るよう努める。								

第10 震災対策

1 震災に備えての事前計画

(1) 建築物等の点検及び補強

地盤が軟弱な地域の建物、老朽化した建物などは、倒壊する危険が高いため、耐震診断、耐震改修を行い、建物の安全を確保する。建物が倒壊しない場合も天井の落下、外壁のタイルのはく離、窓ガラスや看板などの落下、ブロック塀の倒壊などの危険を取り除くことが必要である。

(2) 安全避難の確保及び点検

各事業所の防火管理者は第1、3で定められた権限が及ぶ範囲内で、適切に避難施設を維持管理し、統括防火管理者は、避難施設を第5、1の点検・検査に基づき避難施設を維持管理することを明記しておく。

(3) 資器材及び非常用物品の準備及び確保

ア 備及び確保防火対象物として備える救助、救護等の資器材及び非常用物品を明記する。

イ 資器材及び非常用物品の点検整備を行う者を定める。

非常用物品として準備しておく便利なもの

種 別	品 名
応急手当て用品	①医薬品：殺菌消毒剤、火傷薬、整腸剤、止血剤、絆創膏等 ②救急用品：止血帯、包帯、ガーゼ、三角巾、脱脂綿、ナイフ、ハサミ、ピンセット、体温計、副木等
救出作業用資器材	ジャッキ、掛矢、のこぎり、バール、スコップ、つるはし、はしご、ロープ、鉄パイプ、万能斧、エンジン式チェーンソー、担架、毛布等
非常用物品	①懐中電灯、ローソク、マッチ、ライター、携帯用拡声器、メガホン、携帯ラジオ、予備電池、非常用照明器具、ビニール袋等 ②衣類等（ヘルメット、防災ずきん、軍手、替え下着、タオル、運動靴）
非常持ち出し品	①施設・設備台帳 ②自社・関連企業従業員・出向者等一覧表 ③顧客リスト、契約リスト等の部署ごとの重要書類、貴重品、光ディスク
その他	（事業内容に応じ）：防水シート、組立式テント、トランシーバー等

▲(4) 周辺地域の事業所、住民等との連携及び協力体制の確立

事前に協定を取り決めておき、震災時に効果的に相互支援を行える体制を構築する。

警戒宣言発令時※の対応措置 ※当面の間、「警戒宣言が発せられた」を、「南海トラフ沿いの大地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替える	統括防火管理者は、警戒宣言が発せられた場合には、各防火管理者に、事業所の消防計画に定める警戒宣言が発せられた場合の対応を行わせる。 また、地震に関する情報に関して、館内放送等により在館者等へ伝達する。
従業員等の一斉帰宅の抑制	各管理権原者は、統括防火管理者に対して災害時に従業員等が安全に待機できる場所（以下「施設内待機場所」という。）を確保させ、統括防火管理者は、施設内待機場所及び防火対象物の備蓄品の維持管理を図る。 なお、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておく。 また、従業員以外の帰宅困難者用に、従業員分の備蓄の１０％程度を余分に備蓄する。 施設内待機場所： <u>１階エントランス 及び 各事務所の会議室</u> 備蓄場所・備蓄品・・・別表５のとおり維持管理を行わせる。
災害予防措置	各管理権原者は、統括防火管理者に対して、震災訓練等を実施した結果の確認及び検証並びに震災に備えての事前計画を見直し改善していく取組み（ＰＤＣＡ（計画→実行→検証→改善）サイクル）を行わせる。

(5) 警戒宣言発令時の対応措置

ア 気象庁が「東海地震に関連する情報」を発表するとしていたが、平成 29 年 11 月 1 日から大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年 6 月法律第 73 号）の改正等の新たな体制が決まるまでの間は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとなったため、それまでの間は「警戒宣言が発せられた」を「南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が高まった場合の臨時情報の発表がなされた」と読み替えて対応する。

イ 地震に関する情報に関して、在館者へ伝達する等の対応が必要である。

＜参考＞ 放送文の例については、資料編・資料 5 参照

ウ 警戒宣言が発せられた場合等は、次の内容についても留意して対応する。

応急措置の留意内容

措 置	内 容
在館者等の誘導・安全確保	在館者の整理、誘導、案内 宿泊客、入院患者等の安全な場所への誘導等 廊下、階段等の避難経路の確認、避難障害の排除 エレベーターの使用停止
出 火 防 止	やむを得ないものを除き、火気設備・器具等の使用停止 火気取扱場所の確認、火気取扱場所への消火器等の配置 バケツ等手近な容器に初期消火用水の確保
危険物等の安全管理	やむを得ないものを除き、取扱いの中止 タンク、ボンベ、収納容器等のバルブ閉鎖、密栓、転倒落下・破損防止、流出防止等の安全措置の確認 取扱い場所及び設備の安全確認 監視員、消火器、中和剤、土のう、油吸着材等の配置
建築物等の緊急点検・補強等	看板、照明器具、装飾品等の固定状況の確認と安全措置 カーテン、ブラインド及びシャッター等の閉鎖（受傷危険の排除） 破損しやすい物、重量物等の転倒防止及び移動防止措置 危険箇所への立入りの禁止
非常用物品等の確認・準備	救出・救護等の資器材の確認 飲料水、消火用水、非常用物品の点検、確保 すぐに使用できる場所へ移動

(6) 従業員等の一斉帰宅の抑制

ア 地震発生直後は、公共交通機関の運行が停止しており、従業員等の一斉帰宅行動は、多数の帰宅困難者による群衆事故や二次災害につながるおそれがある。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するために、「むやみに移動を開始しない」ことを従業員等に徹底する必要がある。

イ 従業員等の施設内待機を維持するための必要な物資を備蓄しておく。備蓄品はエレベーターが停止した場合に備え、努めて複数階に置くようにする。

ウ 備蓄品の保管方法は、消防法違反とならないようにする（避難通路や自動火災報知設備が免除されているパイプシャフト、消火用ポンプ室等の機械室に置かない）。

(7) 災害予防措置

各管理権原者は、統括防火管理者に対して、訓練等を実施した結果の確認及び検証を行わせ、この計画を改善していく取組み（PDCAサイクル）を行わせる。

2 震災時の活動計画

項 目	内 容
震災時の任務分担	① 統括防火管理者は、防火対象物全体の被害状況を把握し、防火管理者に周知するとともに、必要な措置を行わせる。 ② 防火管理者は、事務所の被害・活動状況を把握し、自衛消防隊に必要な措置を行わせるとともに、統括防火管理者に報告する。 ③ 被害のない事務所又は活動の終了した事務所の自衛消防隊は、統括防火管理者から活動要請があった場合は、協力して活動を行う。
↓緊急地震速報を活用する場合 ▲緊急地震速報の活用	統括防火管理者は、訓練及び防火・防災教育の機会を捉えて、緊急地震速報の受信方法及び活用方法等について、従業員及びその他防火管理業務に従事する者に周知しておき、効果的に活用する。
↓危険物等がある場合 ▲危険物等の流出及び漏えい時の緊急措置	統括防火管理者は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいが発生した場合は、自衛消防隊を活用して応急の措置を行う。
初期救助・救護活動	① 防火管理者は、事業所の消防計画に基づく安全措置を講じ、被害状況及び建物、火気設備・器具等の点検結果を統括防火管理者に報告する。 ② 統括防火管理者は、全体の被害状況を把握し、防火管理者に必要な応急措置を行わせる。 ③ 周辺地域で救助や消火が必要な場合は、協力して対応する。
被害状況の把握等	① 統括防火管理者は、地震による建物の倒壊、火災の発生等の被害状況を把握し、防火管理者に周知する。 ② 防火管理者は、周囲の被害状況を掲示板、拡声器等を用いて、従業員等に周知する。
周辺地域の事業所・住民との連携	統括防火管理者は、防火対象物内の安全が確認できた場合は、周辺地域の事業所又は住民の応援に努める。

2 震災時の活動計画

(1) 震災時の任務分担

ア 自衛消防隊として、震災時における統括防火管理者等の各任務を定めておく。

イ 事業所の防火管理者は被害状況等を統括防火管理者へ報告し、統括防火管理者は被害状況に応じ、必要な応急措置を講じるよう指示する。

ウ 大規模な地震発生時は、人的、物的被害が甚大となることが予測されるため、災害時における指示命令系統に混乱をきたすことが予想される。そのため、各事業所は実態に応じ柔軟に対応できる体制を構築し、震災時は地区隊ごとに活動を行う。

エ 統括防火管理者からの要請に従い、事業所間で連携した活動を行う。

▲(2) 緊急地震速報の活用

緊急地震速報の受信方法、活用対策等について、従業員等に周知しておき、有効に活用することが必要である。

＜参考＞ 緊急地震速報利活用マニュアルの例については、資料編・資料 11 参照

▲(3) 危険物等の流出、漏えい時の緊急措置

地震後は、危険物、毒物、劇物、薬品、高圧ガス等が流出又は漏えいする危険性が高いことから、流出等が発生した場合の応急の措置要領を明記しておく。

(4) 初期救助・救護活動

各事業所は、震災時の任務分担に応じて被害状況等を正確に把握し、確実に統括防火管理者等に報告する。統括防火管理者等は、正確な情報を素早く入手するとともに、必要な情報を集約し、活動に反映させる。

(5) 被害状況の把握等

安心して建物内に待機するためには、建物の被害情報、地震に関する情報、周辺地域の被害状況、等が必要になることから、情報の集約方法、周知方法を明記しておく。

(6) 周辺地域の事業所・住民との連携

建物内の事業所の被害がない場合や被害に対して対応が収束した場合は、周辺地域の被害に対して、協力して対応する旨を明記しておく。

従業員等の施設内待機等	① 統括防火管理者は、<u>館内放送</u>を用いて、「むやみに移動を開始しない」ことを在館者等に徹底する。 ② 統括防火管理者は、災害関連情報等を収集し、施設周辺の被害状況を把握するとともに、施設の安全点検のためのチェックリストの項目に従い確認し、管理権原者に報告する。 施設チェック項目・・・別表 6 のとおり ③ 管理権原者は、報告を踏まえ、施設内で待機できるか判断する。 ④ 統括防火管理者は、鉄道等公共交通機関の運行状況の情報、余震、津波、火災等の危険に関する情報の把握に努め、館内放送等を活用して、在館者等に適宜伝達する。 ⑤ 備蓄品の配布基準及び方法：<u>震度 5 強以上の地震が発生し、かつ、鉄道各社の運行が停止した場合、備蓄品を配布する。</u> ⑥ 管理権原者は、施設及びその周辺の被害状況等から施設の安全性が確保できないと判断した場合は、統括防火管理者の指揮の下、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。 ⑦ 統括防火管理者は、防火管理者に混乱の収束情報を提供し、時差退社計画に基づく方面別の集団帰宅を促す。
--------------------	--

(7) 従業員等の施設内待機等

ア 統括防火管理者は、「むやみに移動を開始しない」ことを防火対象物等に設置してある放送設備等を活用して、従業員等に徹底することが必要である。

イ 統括防火管理者（防火対象物自衛消防隊長等）は、地震後に施設内に待機することが可能か判断するために、別表 6 のチェックリストにより被害状況を確認し、管理権原者に報告する。

ウ 建物を所有する管理権原者は建物の構造や防火設備、避難施設等を含めた建物全体のチェック項目を、施設内の一部分を占有する管理権原者は、管理権原の及ぶ範囲内でチェック項目を点検する。

エ 鉄道等公共交通機関が運行していない場合で、建物が安全な場合は、むやみに移動せず、建物内で留まる必要がある。鉄道等公共交通機関の運行状況の情報、余震、津波、火災等の危険に関する情報を把握し、あらかじめ定めた情報提供方法により在館者等へ適宜伝達する。

オ 建物内にとどまった場合の備蓄品の配布基準及び配布方法を定めておく。

カ 管理権原者は、施設へ安全に留まることができないと判断した場合は、従業員等を一時滞在施設又は避難場所へ誘導する。一時滞在施設の開設情報は、地震後、東京都や市区町村のホームページ又はマスメディア等から収集する。

【一時滞在施設とは】

大規模災害の発生時に帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設（首都直下地震帰宅困難者等対策協議会報告書より）

キ 地震による火災の延焼拡大や津波の来襲、高潮による浸水等により地域全体が危険になった場合は、あらかじめ定めた避難場所等へ速やかに避難する。

【一時集合場所とは】

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグラウンド、近所の公園等をいう。

【避難場所とは】

地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になった時に避難する場所で、その広さは火災によるふく射熱から身を守るために、おおむね 10 ヘクタール以上が必要とされている。

- ・ 避難場所の指定

東京都都市整備局ホームページ

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bosai/hinan/index.html>

ク 帰宅可能の判断は、次のような情報等を把握し総合的に判断する。

- 帰宅ルート周辺の災害（火災、浸水、道路の閉鎖等）の収束
- 行政機関からの支援（代替搬送手段の運行、交通整理・交通誘導等）の開始
- 災害時帰宅支援ステーションによる支援の開始

3 施設再開までの復旧計画

項 目	内 容
ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策	① 統括防火管理者は、ガス、電気、上下水道、通信等途絶時に、非常用電源や非常用物品等を活用し対応する。 ② 統括防火管理者は、地震後の二次災害発生を防止するために、火気設備・器具、電気器具等からの火災発生要因の排除又は使用禁止措置を行う。
危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置	① 統括防火管理者は、建物内に立ち入ることが危険と判断した場合は、立入禁止の措置を行い、防火管理者に周知する。 ② 防火管理者、従業員及びその他防火管理業務に従事する者は、危険物及びガスの漏えいを確認した場合は、その都度、統括防火管理者に報告するとともに、適切な処置を行う。
被害状況の把握	防火管理者は、消防用設備等の被害状況を把握し、異常があった場合は、統括防火管理者に報告する。
復旧作業等の実施	① 統括防火管理者は、復旧作業者に対し、消火器具の準備、避難経路の確認を行わせた後、復旧作業を行わせる。 ② 統括防火管理者は、建物の使用を再開するときは、安全管理体制を確立するとともに、再開の時期等を各事業所に周知する。

3 施設再開までの復旧計画

(1) ガス、電気、上下水道、通信等途絶時の対策

震災時は、ガス、電気等のライフラインが途絶することが予想されるため、ガス、電気、上下水道、通信途絶時の非常用電源等の非常用物品を活用するようにする。

なお、代替資源等として次のようなものを確保しておく。

ガ	ス	プロパンガスボンベ、灯油、カセットコンロ・ボンベ等
電	気	自家発電設備、蓄電池設備、携帯電話用電池等
上	下	受水槽、井戸、貯水池、浄水装置、水中ポンプ、簡易トイレ等
電	話	無線機、パソコン、専用回線、公衆電話、船舶及び車載無線機等

(2) 危険物、ガス、電気等に関する二次災害発生防止措置

ア 統括防火管理者は、施設再開にあたり、危険物等による二次災害が発生しないよう、危険箇所や注意事項を防火管理者に周知する必要がある。

イ 防火管理者や従業員が危険物等の漏えいを発見した場合に、統括防火管理者等に報告する旨を周知しておく必要がある。

(3) 被害状況の把握

防火管理者は、事業所内の消防用設備等の被害状況を把握する必要がある。また、異常等を発見した場合は統括防火管理者に報告することを明記しておく。

(4) 復旧作業等の実施

ア 復旧作業又は建物の使用を再開するときの必要な措置を明記する。

イ 電気、ガスの供給再開に備えての点検項目は、次のとおりとなる。

- 火気設備・器具、電気器具及びブレーカー等のスイッチの状況
- 火気設備・器具及び電気器具等の使用可否の状況
- 電気配線及びガス配管の接続状況
- 危険物の漏えい、あふれ及び危険物容器の保管状況
- 消防用設備等・特殊消防用設備等の使用可否の状況

第 1 1 その他の災害対策

1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	マスク、防護衣等の避難誘導のための資器材を配置した場合、定期的に点検・整備を行う。
自衛消防隊の活動の原則	① 通報連絡、在館者の避難及び避難のために必要な最小限の身体防護措置を行う。 ② 行政機関からの指示等に従うことを原則とする。 ③ 自己事業所で発生した場合を除き、原則として屋内にとどまり行政機関からの指示を待つ。 ④ 統括防火管理者は、行政機関からの警報の発令等の情報を確実に収集できる体制をとり、在館者に確実に伝達する。 ⑤ 大規模テロ等に伴う災害と疑われる事案が発生した事業所は、速やかに統括防火管理者に連絡し、各事業所はそれぞれの消防計画に定める活動を行う。
避難誘導	行政機関から避難の指示がなされた場合、統括防火管理者は、パニック防止に配慮しながら、事業所の消防計画に定める避難誘導班と連携して在館者を指定された場所まで避難させる。 この場合、逃げ遅れる者がいないように、各防火管理者に適宜、人員確認を行わせる。

第 11 その他の災害対策

1 大規模テロ等に伴う災害に係る自衛消防対策

毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害に伴う自衛消防対策を定めるものとする。

【大規模テロ等とは】

- ・ 突発的なテロ
- ・ 国民保護法等に定める武力攻撃（予測）事態、緊急対処事態に係る警報の発令
- ・ 毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散、生物剤若しくは毒素の発散、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はこれらの発散若しくは放出のおそれがある事故が原因により生ずる特殊な災害

- (1) 自衛消防隊の装備について、大規模テロ等に伴う災害対策の資器材を配置している場合に定める。
- (2) 火災時の自衛消防組織編成を基本とするが、自衛消防活動は避難誘導が主となることから、避難誘導班を増強するなどの対応を行う。
- (3) 大規模テロ等に伴う災害が発生した場合の自衛消防活動は、通報連絡、避難誘導及び避難のために必要な身体防護措置とする。
- (4) 大規模テロ等に伴う災害では、各事業所の判断で行動することは危険であるので、行政機関からの指示等に基づき活動することが原則となる。指示等について確実に全在館者に伝達することが必要である。
- (5) 大規模テロ等に伴う災害発生時は、行政機関からの指示があるまで、屋内への避難が原則となる。自己の判断で避難しないよう、在館者に屋内にとどまる旨を伝達することが必要である。
なお、行政機関から避難指示があった場合は、避難誘導班が連携して防火対象物内の全ての者を速やかに避難させることが必要である。
- (6) 自己事業所で、大規模テロ等と疑わしい事案が発生した場合における事業所の対応について明記する。消防機関又は警察に通報を行うとともに、速やかに屋外へ避難する必要がある。

2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	① 統括防火管理者は、大雨・強風等に備えて、建物内外の情報収集、水防用資器材の配置などの措置を講じる。 ② 排水溝等の雨水排水施設を清掃、整備する。 ③ 落下危険のある付属物の除去、固定措置を図る。 ④ 停電時等に正しい情報が入手できるようラジオ等を備えておく。 ⑤ 止水板、土のう、排水ポンプ等の水災害に対応する資器材を定期的に整備、点検する。 ⑥ 自主点検、検査にあわせて大雨・強風等による被害を未然に防止するために行う措置は、各事業所の消防計画に定める。
自衛消防隊の活動	① 大雨洪水警報の発令、急激な豪雨など、被害発生危険が高まった場合、統括防火管理者は、各防火管理者に対して、事業所の消防計画に定める措置を行わせる。 ② 統括防火管理者は、建物内外を定期的に巡回し、屋外に通じる窓や扉の閉鎖状況等を確認する。 ③ 道路の冠水等、地下部分への浸水危険がある場合は、事業所と協力し、次の措置を行う。 ・資器材の点検、排水ポンプの作動確認 ・地下部分への立入制限 ・エレベーターの使用制限

3 受傷事故等の自衛消防対策

項 目	内 容
事前の備え	① 統括防火管理者は、自衛消防隊員の応急救護能力の向上を図るため、各事業所の応急救護に係る資格保有者の状況を把握し、各管理権原者と事前に協議して、従業員の救命講習の受講等の促進を図る。 ② 各管理権原者は、応急救護資器材を配置し、定期的に点検・整備を行う。
事故発生時の連絡体制	統括防火管理者は、受傷事故等が発生した場合の連絡先を事前に定め、各防火管理者に周知徹底を図る。
自衛消防隊の活動	① 各事業所の消防計画に定めるところにより初期対応を行い、統括防火管理者に状況を報告し、必要な応援を仰ぐ。 ② 傷病者のそばにいる者は、応急手当を行い、状況により病院へ搬送又は救急車の要請（119番通報）を行う。 ③ 応急救護の知識・技術を持った者がいる場合は、応援要請を行う。 ④ 玄関等から救急隊を、現場へ誘導する。 ⑤ 救急隊到着後は、救急隊員の指示に従う。

2 大雨・強風等に係る自衛消防対策

- (1) 統括防火管理者は、ハザードマップ等を定期的に確認し、自己事業所の大雨、強風等に関する危険実態を把握しておくとともに、大雨、強風等に備えて必要な資器材を配置しておく。
- (2) 止水板、土のうなどの資器材を配置していたり、排水ポンプ等を設置している事業所では、被害の発生が予測される事態となった時は、発災時に確実に使用できるよう、資器材等の確認、点検等を行うことを定める。
- (3) 大雨・強風等の場合は、他の災害と比較して、被害の発生が事前に予測しやすいことから、テレビ、ラジオ、インターネット等を活用した情報収集・伝達について定める。
- (4) 大規模な水害等時の活動については、火災時の自衛消防組織編成を基本とするが、初期消火班や避難誘導班を安全防護班として任務付与するなどにより効果的な活動を行わせる。
- (5) 大雨・強風等に伴う災害の自衛消防活動は、防火対象物自衛消防隊及び地下部分を有する事業所自衛消防隊による活動が基本である。ただし、土のうの搬送等人員が多く必要とされる場合は、他の事業所自衛消防隊にも応援を要請することについて定める。
- (6) 被害が発生するより前の大雨、洪水等の警報、注意報の発表時から、自衛消防隊が活動を開始する。
- (7) 避難勧告など行政機関から避難の指示があった場合は、地震の場合に準じて在館者の避難誘導を行う。避難の指示等がない場合であっても、建物にとどまることが危険と防火対象物自衛消防隊長が判断した場合は同様に避難誘導を行う。
- (8) 定期巡回の実施について定める。

なお、火災等の自衛消防活動と異なり、建物外部の状況を確認することが重要である。
- (9) 建物外部の道路が冠水している場合は、地下室に水が流れ込む危険があるため、特に注意が必要である。地下部分へ水が流れ込んだ場合、数分で脱出できなくなる場合もあるので、事前に地下室等への立入制限、エレベーターの使用制限等の措置を講じる必要がある。

3 受傷事故等の自衛消防対策

- (1) 統括防火管理者は、防火対象物の応急救護能力の向上を図るための教育について協議しておく。
- (2) 配置された応急救護資器材は常時使用可能な状態を保つ必要があるため、訓練等の機会を活用し保守点検を行うことを定める。
- (3) 防火対象物内において受傷事故等が発生した場合の自衛消防隊の編成と任務については、火災時の自衛消防組織編成を基本とする。防火対象物自衛消防隊の応急救護班には、救命講習の修了者等の応急救護能力を持った者をできるだけ応急救護班に指定するように配置する。
- (4) 受傷事故等が発生した際の連絡体制について、あらかじめ定めておく。
- (5) 地区隊が初期対応を行い、防火対象物自衛消防隊に状況を報告することとし、その状況に応じ、応急救護班の増強等必要な応援を行う。

▲ 4 ガス漏えい時の自衛消防対策

- (1) ガス漏れ火災警報設備によりガスの漏えいを知り得た者は、直ちに統括防火管理者及び防火管理者に報告し、防火対象物内の従業員及びその他防火管理業務に従事する者が相互に協力して、ガス爆発及び中毒による災害等の発生を防止する。
- (2) ガス漏えい事故防止の対策及び出火防止対策は、当該ガスを消費する事業所の防火管理者が事業所の消防計画に定める。

5 停電時の自衛消防対策

- (1) 自衛消防隊長は、停電復旧後の出火防止のため、電熱機器等の電源スイッチを切りコンセントを外すように防火対象物内の関係者に指示する。
- (2) 統括防火管理者は、消防用設備等及びその他防災設備が停止した場合は代替措置を実施する。
- (3) 停電復旧後は、統括防火管理者は消防用設備等及びその他防災設備の機能が正常に復旧していることを確認する。

第 12 雑則

経費の分担

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときは、その都度協議し、経費の分担を決定するものとする。

▲ 4 ガス漏えい時の自衛消防対策

地下街、準地下街及びガス漏れ火災警報設備が設置されている対象物は、ガス漏えい時の対策を必ず定める。それ以外の対象物でも、通常の火災時の活動と異なるので、別に定めておくことが望まれる。

＜参考＞ガス漏れ事故防止対策については、資料編・資料 6 参照

5 停電時の自衛消防対策

非常電源の機能確保やエレベーター等の閉じ込め防止等の事前の備え及び停電復旧時に備えた出火防止措置等の対応策を定めておくことが望まれる。

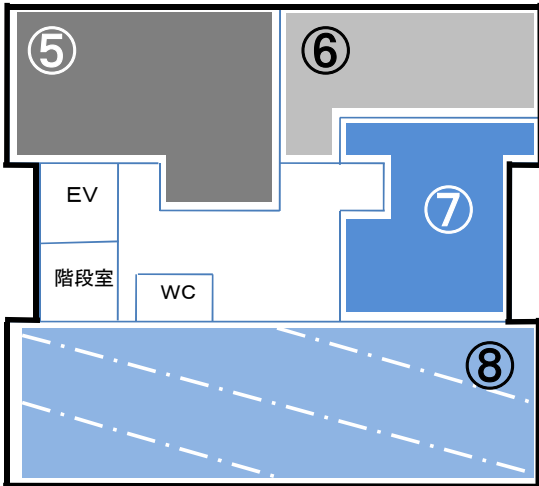
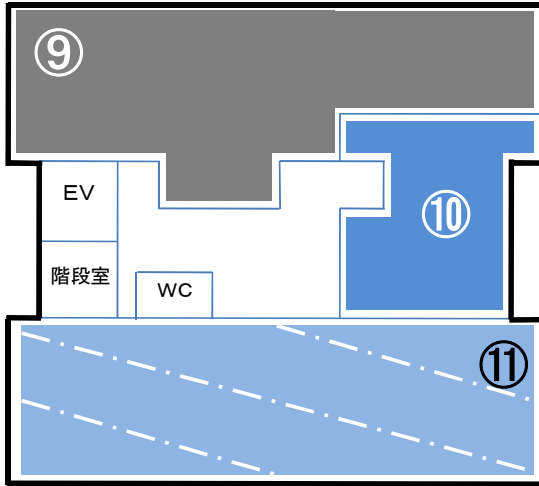
＜参考＞停電発生時の出火防止対策については、資料編・資料 7 参照

第 12 雑則

本計画に基づき、経費を必要とする事業を行うときの経費の分担方法等を明記する。

別記

防火対象物の管理権原者の権原の範囲

所有者 (法人の場合は名称及び代表者氏名)			所有部分	権原の範囲	
Xビル株式会社 代表取締役 ○○ ○○			建物全体	地下2階から地上9階の階段室等の共有部分及び所有権の及ぶ範囲	
番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲	番号	管理権原者 名称 (店舗名)	権原の範囲
①	代表取締役 ○○ ○○ Zフーズ株式会社	地下2階 店舗部分	⑦	代表取締役 ○○ ○○ Zフーズ株式会社	7階 店舗部分
②	消防 太郎 居酒屋○○	地下1階 飲食店部分	⑧	消防 五郎 ○□△株式会社	7階 事務所部分
③	消防 花子 △□○○書店	1～3階 書店部分	⑨	千代田 太郎 ○△株式会社 (大手町店)	8階 事務所部分
④	東京 太郎 ○○○○株式会社 (東京支店)	4～6階 事務所部分	⑩	東京 花子 株式会社○○○	8階 事務所部分
⑤	東京 次郎 △△株式会社 (大手町支店)	7階 事務所部分	⑪	東京 五郎 美容院○○△△	8階 店舗部分
⑥	消防 三郎 ▲▲株式会社	7階 事務所部分	⑫	千代田 梅子 ショップ○▲	9階 店舗部分
平 面 図					
階層	7 階		階層	8 階	
					

▲別表 1（全体についての防火管理業務の一部を第三者へ委託している場合）

全体についての防火管理業務の一部委託状況表

〇〇年〇〇月〇〇日現在

再受託者の有無		☐ 無 ☒ 一部有 ☐ 全部		
全体についての防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕			受託者が再委託する場合 再受託者の氏名及び住所等	
氏 名（名 称）	〇〇管理株式会社 代表取締役〇〇〇〇		〇〇警備株式会社 代表取締役〇〇	
住 所（所 在 地）	千代田区日比谷公園〇丁目〇番地〇〇号		新宿区新宿〇丁目〇番地〇号	
担当事務所（電話番号）	銀座営業所（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）		東部地区営業所（03-0000-0000）	
所 在 地	中央区銀座〇丁目〇〇番地〇〇号		港区新橋〇丁目〇番地〇号	
電 話 番 号	03-〇〇〇〇-〇〇〇〇		03-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
〔教育担当者氏名〕	〇〇 〇〇		〇〇 〇〇	
〔講習等種別・番号〕	自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇〇		自衛消防業務講習 修了番号〇〇〇	
〔教育計画〕	〇月と〇月に実施する。		〇月と〇月に実施する。	
受託者の行う全体についての防火管理業務の 範囲及び方法については下記のとおり			再受託者の防火管理業務の範囲・方 法については下記のとおり	
常 駐 方 法	範 囲	☒ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		☒ 同左
		☒ 消防・防災設備等の監視・操作業務		☒ 同左
		☒ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☒ 同左
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
	方 法	☐ 消火・通報・避難訓練の実施 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ その他（ ）
		常 駐 場 所		
		常 駐 人 員		
		委託する防火対象物の区域		
		委 託 す る 時 間 帯		
巡 回 方 式	範 囲	☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		☐ 同左
		☐ 消防・防災設備等の監視・操作業務		☐ 同左
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
	方 法	☐ 消火・通報・避難訓練の実施 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ その他（ ）
		巡 回 回 数		
		巡 回 人 員		
		委託する防火対象物の区域		
		委 託 す る 時 間 帯		
遠 隔 移 報 方 式	範 囲	☐ 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務		☐ 同左
		☐ 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動		☐ 同左
		☐ 火災 ☐ 地震 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ 初期消火 ☐ 避難誘導 ☐ 通報連絡 ☐ その他（ ）		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
		☐ その他（ ）		☐ その他（ ）
	方 法	現場確認要員の待機場所		
		到 着 所 要 時 間		
		委託する防火対象物の区域		
委 託 す る 時 間 帯				

（備考） 「受託者の行う全体についての防火管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

▲別表2 (全体についての防火管理業務の一部を第三者へ委託している場合)

全体についての防火管理業務一部委託契約書等の内容チェック表

作 成 す る 内 容		チェック欄
1	名称・所在	○
2	委託業務範囲等	
	(1) 範囲（全部、階数、一部等）	○
	(2) 業務（一括、防災センター監視、警備、設備、清掃、駐車場等）	○
	(3) 契約期間	○
	(4) 受託者に防火管理上の権限を付与すること。	○
3	受託者の厳守事項	
	(1) 契約内容を遵守すること。	○
	(2) 消防法令に基づく管理権原者又は防火管理者の指揮、命令に従うこと。	○
	(3) 消防計画に基づき業務を行うこと。	○
	(4) 消防関係法令並びに館内規則を遵守すること。	○
	(5) 勤務日報の記録及び報告をすること。	○
4	勤務体制等	
	(1) 方法（常駐、巡回、遠隔移報等）	○
	(2) 常駐場所（防災センター、管理室、待機場所等）	○
	(3) 時間、人数、巡回回数、到着所要時間	○
	(4) 休日、夜間の体制	○
	(5) 消防用設備等の取扱いマニュアルの設置	○
	(6) 資格保有者数（自衛消防技術認定証、防災センター要員講習等）	○
5	受託会社への行う派遣従業員への防火・防災教育、訓練の実施体制	
	(1) 教育担当者の配置	○
	(2) 教育担当者による計画的な防火・防災教育、訓練実施状況（教育計画等）	○
6	出火防止業務	
	(1) 火気使用箇所の点検等監視業務	
	ア 喫煙禁止場所における違反者に対する是正措置	○
	イ 火気設備・器具等の点検及びガスの閉鎖状況確認	○
	ウ 吸殻処理状況の確認	○
	(2) 周囲の可燃物の管理等	
	ア 放火防止対策（建物外周や共用部分に放置された可燃物の処理）	○
	イ リネン室、倉庫、ゴミ置場等の施錠	○
7	避難又は防火・防災上必要な構造及び設備等の維持管理	
	(1) 避難施設（避難口、廊下、階段及び通路）における避難障害の有無	○
	(2) 防火戸・防火シャッター閉鎖障害の有無並びに閉鎖状況	○
	(3) 消防用設備等の管理、保全状況の目視点検、確認	○
	(4) その他防災設備等の異常・故障表示の対応（防災設備不動作表示を含む。）	○
	(5) 建物構造等の破損又は危険箇所の有無	○
8	火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動	
	(1) 自衛消防隊の編成に基づく初動措置	○
	(2) 火災の発見（人的、煙感知器、設備の起動表示等による発見）	○
	(3) 火災状況の把握（受信機の表示、非常電話等による情報収集）	○
	(4) 消防機関への通報（電話・火災通報装置等による通報）	○
	(5) 避難誘導（非常放送の活用、避難方向の指示、エレベーター使用禁止）	○
	(6) 初期消火（消火器、屋内消火栓等の活用）	○
	(7) 空調設備の停止（給排気設備の停止）、エレベーターの呼び戻し（避難階への呼び戻しと停止）、排煙設備の起動（排煙設備の起動順位の設定）、非常口等の解錠（非常口扉の解錠）、防火戸閉鎖等（防火戸、防火ダンパー等の遠隔操作及び手動操作）	○
	(8) 消火設備の起動（各種消火設備の遠隔起動操作及び手動操作）	○
	(9) 火災以外の地震その他の災害等の発生時の措置（□地震、□その他の災害等（ ））	○
	(10) 警戒宣言が発せられた場合の措置	
9	自衛消防訓練の実施	
	(1) 消防計画に基づく自衛消防訓練の実施	
	(2) 自衛消防訓練指導者	
10	その他	
	(1) 定期的な建物内外の巡回	○
	(2) その他防火管理上必要な事項	○
11	再委託をする場合の契約内容等の確認	○

※ 契約書等の中に受託者に行わせる一部委託内容が盛り込まれているかどうか、該当する項目をチェックする。

別表 3

自主検査チェック表「建物」

実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所		検査結果
建 物 構 造	(1) 基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠陥等がないか。	○
	(2) 柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	○
	(3) 天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。	○
	(4) 窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	○
	(5) 外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上り等が生じていないか。	○
	(6) 屋外階段 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・劣化等はないか。	○
	(7) 手すり 支柱が破損・腐食していないか。また、取り付け部にゆるみ・浮きがないか。	○
防 火 上 の 構 造	(1) 外壁の構造等 外壁の耐火構造等に損傷はないか。	○
	防火区画等 ① 防火区画等の壁、天井等に破損がないか。	○
	② 自動開閉装置（ドアチェック等）付の防火戸・防火シャッターが完全に閉まるか。 〔確認要領〕 ○ 常時閉鎖式は最大限まで開放して閉まるのを確認する。 ○ 煙感知器連動閉鎖式は、防火戸を止めているマグネット等を手動により外し自動的に閉鎖するのを確認する。	○
	③ 防火シャッターの降下スイッチを作動させ、防火シャッターが最後まで降下するか。	○
	④ 防火戸・防火シャッターが閉鎖した状態で、隙間が生じていないか。	○
	⑤ 防火区画の防火設備に近接して、延焼の媒介となる可燃性物件を置いてないか。	○
	⑥ 防火ダンパーの作動状況は良いか。	○
避 難 施 設 等	(1) 廊下・避難通路 ① 有効幅員が確保されているか。	○
	② 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。	○
	③ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等が生じてないか。	○
	(2) 階段 ① 手すりの取り付け部の緩みと手すり部分の破損がないか。	○
	② 階段に敷物の類は敷かれていないか。（面積が2㎡以下のもの、防災性能を有するものを除く。）	○
	③ 火災の予防又は避難に支障となる施設又は物件はないか。	×
	④ 非常用照明がバッテリーで点灯するか。	○
	(3) 避難口・主たる通路に設ける戸 ① 次の出入口に設ける戸は、容易に開放できる外開き戸であるか。（劇場等以外で支障のないものは内開き可能） ア 屋内から直接地上に通ずる出入口及びその附室出入口 イ 避難階又は地上に通ずる直通階段及び附室の出入口 ウ 非常の際避難専用とするために設けた出入口	○
	② ①の戸を開放した場合に廊下、階段等の幅を有効に確保できているか。	○
	③ ①の戸を開閉に支障となる障害物がないか。	○
火 気 設 備 ・ 器 具	(4) 消防隊非常用進入口は表示されているか。また、進入障害はないか。	○
	(1) 厨房設備（コンロ、レンジ、フライヤー等）、給湯器等 ① 可燃物品から適正な距離が保たれているか。また、周辺部は炭化していないか。	○
	② ガス配管等は、亀裂、劣化、損傷していないか。	○
	③ 油脂を含む蒸気を発生させる厨房設備の天蓋、グリスフィルター、防火ダンパー及び排気ダクトは、清掃されているか。	○
	④ 防火ダンパーに変形、損傷がなく、かつ、正常に作動するか。	×
	⑤ 煙突、排気筒及び排気ダクトに変形、損傷がないか。また、可燃物品から適正な距離が保たれているか。	○
	(2) 暖房器具（ガスストーブ、石油ストーブ等） ① 自動停止装置は、適正に機能するか。	○

		② 火気周囲は、整理整頓されているか。	○
電気設備・器具	(1)	変電設備	○
		① 電気技術主任者等の資格を有する者が検査を行っているか。	○
		② 変電設備の周囲に可燃物を置いていないか。	○
	(2)	電気器具	○
		① タコ足の接続を行っていないか。	○
危険物施設	(1)	少量危険物貯蔵取扱所	○
		① 標識は掲げられているか。	○
		② 掲示板（類別・数量等）には、正しく記載されているか。	○
		③ 換気設備は適正に機能しているか。	○
		④ 容器の転倒、落下防止措置はあるか。	○
		⑤ 整理清掃状況は適正か。	○
		⑥ 危険物の漏れ、あふれ、飛散はないか。	○
	(2)	指定可燃物貯蔵取扱所	○
		① 標識は掲げられているか。	○
		② 貯蔵取扱所周辺に火気はないか。	○
備考	③ 整理整頓（集積）の状況は良いか。		○
	○○設備の特例適用について、申請時の内容に変更が生じていないか。		○

検査実施者氏名	検査実施日	検査実施者氏名	検査実施日	統括防火管理者 確認
構造関係 ○○ ○○ 防火・防災関係 ○○ ○○ 避難関係 ○○ ○○ 火気設備・器具 ○○ ○○ 電気設備・器具 ○○ ○○ 危険物施設 ○○ ○○	○○年○○月○○日			

（備考） 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告する。

実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

（検査結果の凡例） ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改

※届出するものには○×等のチェックは不要

別表 4

自主点検チェック表「消防用設備等」

実 施 設 備	確 認 箇 所	点検結果
消 火 器 (○年○月○日実施)	(1) 設置場所に置いてあるか。	○
	(2) 消火薬剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	○
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	○
	(4) ホースに変形、損傷、劣化等がなく、内部に詰まりがないか。	○
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	○
屋 内 消 火 栓 設 備 泡 消 火 設 備 (移動式) (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	○
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	○
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	○
	(4) 表示灯は点灯しているか。	○
スプリンクラー設備 (○年○月○日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 送水口の変形及び操作障害はないか。	○
	(4) スプリンクラーのヘッドに漏れ、変形はないか。	○
	(5) 制御弁は閉鎖されていないか。	○
水 噴 霧 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 散水の障害はないか。(例、物品の集積など)	
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	
	(3) 管、管継手に漏れ、変形はないか。	
泡 消 火 設 備 (固定式) (○年○月○日実施)	(1) 泡の分布を妨げるものがないか。	○
	(2) 間仕切り、棚等の新設による未警戒部分はないか。	○
	(3) 泡のヘッドに詰まり、変形はないか。	○
不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉 末 消 火 設 備 (年 月 日実施)	(1) 起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されているか。(手動式起動装置)	
	(2) 手動式起動装置の直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備」「ハロゲン化物消火設備」「粉末消火設備」の表示が設けてあるか。	
	(3) スピーカー及びヘッドに変形、損傷、つぶれなどはないか。	
	(4) 貯蔵容器の設置場所に標識が設けてあるか。	
屋 外 消 火 栓 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 使用上の障害となる物品はないか。	○
	(2) 消火栓扉の表面には、「消火栓」又は「ホース格納庫」と表示されているか。	○
	(3) ホース、ノズルに変形、損傷はないか。	○
動力消防ポンプ設備 (年 月 日実施)	(1) 常置場所の周囲に、使用の障害となるような物がないか。	
	(2) 車台、ボディー等に割れ、曲がり及びボルトの緩みがないか。	
	(3) 管そう、ノズル、ストレーナー等に変形、損傷がないか。	
自 動 火 災 報 知 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	○
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	○
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分がないか。	○
	(4) 感知器の破損、変形、脱落はないか。	○
ガス漏れ火災警報設備 (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のスイッチは、ベル停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更、ガス燃焼機器の設置場所の変更等による未警戒部分がないか。	
	(4) ガス漏れ検知器に変形、損傷、腐食がないか。	
漏 電 火 災 警 報 器 (年 月 日実施)	(1) 電源表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機の外形に変形、損傷、腐食等がなく、ほこり、錆等で固着していないか。	
非 常 ベ ル (年 月 日実施)	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上障害となる物がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、変形、損傷、脱落等がないか。	

放 送 設 備 (○年○月○日実施)	(1) 電源監視用の電源電圧計の指示が適正か。電源監視用の表示灯が正常に点灯しているか。	○
	(2) 試験的に放送設備により、放送ができるか確認する。	○
避 難 器 具 (○年○月○日実施)	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	×
	(2) 格納場所の付近に物品等が置かれ、避難器具の所在が分かりにくくなっていないか。	○
	(3) 開口部付近に書棚、展示台等が置かれ、開口部をふさいでいないか。	○
	(4) 降下する際に障害となるものがなく、必要な広さが確保されているか。	○
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	○
誘 導 灯 (○年○月○日実施)	(1) 改装等により、設置位置が不適正になっていないか。	○
	(2) 誘導灯の周囲には、間仕切り、衝立、ロッカー等があって、視認障害となっていないか。	×
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ適正な取り付け状態であるか。	○
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	○
消 防 用 水 (年 月 日実施)	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物がないか。	
	(2) 道路から吸管投入口又は採水口までの消防自動車の進入通路が確保されているか。	
	(3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連 結 散 水 設 備 (年 月 日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	
	(3) 散水ヘッドの各部に変形、損傷等がないか。	
	(4) 散水ヘッドの周囲には、散水を妨げる広告物、棚等の障害物がないか。	
連 結 送 水 管 (○年○月○日実施)	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか、また送水活動に障害となるものがないか。	○
	(2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。	○
	(3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物がないか。	○
	(4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。	○
	(5) 表示灯は点灯しているか。	○
非 常 コ ン セ ン ト 設 備 (年 月 日実施)	(1) 周囲に使用上障害となる物がないか。	
	(2) 保護箱は変形、損傷、腐食等がなく、容易に扉の開閉ができるか。	
	(3) 表示灯は点灯しているか。	
備 考	○○設備の特例適用について、申請時の内容に変更が生じていないか。	○
検 査 実 施 者 氏 名		統括防火管理者 確認
○○ ○○		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに統括防火管理者に報告する。
実施しない設備、確認箇所は斜線とする。

(点検結果の凡例) ○…良 ×…不備・欠陥 ☒…即時改修

※届出するものには○×等のチェック不要

別表 5

一斉帰宅抑制における従業員等のための備蓄（例）

備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
3 階 倉庫A	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウェットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
		拡声器	1台
備蓄場所	備蓄品 (1人分/日の備蓄量)		30人/3日分の備蓄量
地下1階 倉庫B	食料品	アルファ化米(3食分)	270食
		乾パン(1缶)	90缶
		缶詰(3缶)	270缶
	飲料水	ミネラルウォーター(3リットル)	270リットル
	救急医療薬品類	消毒液	1本(500ml)
		ばんそうこう	1箱(50枚入)
		風邪薬	1箱(10袋入)
	要配慮者用	簡易ベッド	1床
		簡易間仕切り壁	パーティション4枚
		乳幼児用食品	10食
		粉ミルク	1缶
		哺乳器	1個
		車いす	1台
	その他の物資	毛布・保温シート等(1枚/人)	30枚
		簡易トイレ	3基
		敷物・ブルーシート等	5枚
		携帯ラジオ	3個
		懐中電灯	3個
		乾電池(単1から単4)	各20本
		使い捨てカイロ(3個)	270個
		ウェットティッシュ	10本
		非常用発電機	1台
		工具類	1セット
		ヘルメット	30個
		軍手	30双
		地図(1都3県)	各2枚
		拡声器	1台

別表 6

施設の安全点検のためのチェックリスト

点検項目		点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
施設全体				
1	建物（傾斜・沈下）	傾いている。沈下している。		建物を退去
		傾いているように感じる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物（倒壊危険性）	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		建物を退去
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。		建物を退去
		周辺地盤が大きく陥没または隆起している。		建物を退去
		隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
施設内部（居室・通路等）				
1	床	傾いている、または陥没している。		立入禁止
		フロア等、床材に損傷が見られる。		要注意/要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。		要注意/要修理
		天井材が落下している。		立入禁止
		天井材のズレが見られる。		要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も著しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こう側が透けて見える。		立入禁止
		斜めやX字形のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。		点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。		要注意/要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、または変形している。		要注意/要修理
		窓が割れている、またはひびがある。		要注意/要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。		要注意/要修理
		照明器具・吊り器具のズレが見られる。		要注意/要修理
7	オフィス家具類	オフィス家具類が転倒している。		要注意/要修理/要固定
		書類等が散乱している。		要注意/要復旧
設備等				
1	電力	外部からの電力供給が停止している。（商用電源の途絶）		代替手段の確保/要復旧 →(例)非常用電源を稼働
		照明が消えている。		
		空調が停止している。		
2	エレベーター	停止している。		要復旧
		警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。		→メンテナンス業者に連絡
		カゴ内に人が閉じ込められている。		→メンテナンス業者または消防機関に連絡
3	上水道	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない（溢れている）。		使用中止/代替手段の確保/要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。		立入禁止/要復旧
		停止している。		要復旧
6	通信・電話	停止している。		代替手段の確保/要復旧 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。		代替手段の確保/要復旧 →消防設備業者に連絡
セキュリティ				
1	防火シャッター	閉鎖している。		要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している（通行不可である）。		要復旧 →復旧できない場合、立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。		要復旧/要警備員配置 →外部者侵入に要注意（状況により立入禁止）

火災時の自衛消防活動要領

(通報連絡、情報収集)

【共通】

- 1 火災の発見者は、消防機関（119 番）への通報及び警備室、管理人室等に場所、状況等を速報するとともに、周辺に火災を知らせる。
- 2 自動火災報知設備の発信機を押し、大声で叫ぶ等周囲に火災の発生を知らせると同時に、警備室、管理人室等に火災の場所、状況等を速報する。
- 3 すでに消火された火災を発見した場合も、消防機関（119 番）へ通報する。
- 4 管理権原者、防火管理者が不在のときは緊急連絡一覧表により、管理権原者、防火管理者へ連絡する。

【本部隊】

- 5 本部隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
 - (1) 本部隊員として活動拠点における任務
 - (2) 現場確認者等から火災の連絡を受けた時の速やかな 119 番通報
 - (3) 火災確認後、速やかに、避難が必要な階の在館者への避難誘導放送
 - (4) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生連絡
 - (5) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の伝達

【地区隊】

- 6 地区隊の通報連絡（情報）班は、次の活動を行う。
 - (1) 出火場所、火災規模、燃えているもの、延焼危険の確認
 - (2) 消火活動状況、活動人員の確認
 - (3) 逃げ遅れた者、負傷者の有無及び状況の確認
 - (4) 区画形成状況の確認
 - (5) 危険物等の有無の確認
 - (6) 前(1)～(5)の情報の自衛消防隊長又は地区隊長への伝達
 - (7) 情報収集内容の記録

(消火活動)

【共通】

- 1 初期消火班は、出火場所に急行し、自己の安全を確保した上で初期消火活動を行う。
- 2 初期消火班は、消火器や屋内消火栓などの消防用設備等を用いて消火する。

【本部隊】

- 3 本部隊の初期消火班員は、地区隊と協力し、消火器又は屋内消火栓設備等を活用して適切な初期消火を行うとともに防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

【地区隊】

- 4 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼をおき活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、臨機の措置を行うとともに、自衛消防隊長等の指示により行動する。

(避難誘導)

【共通】

- 1 本部隊の避難誘導班員は、火災が発生した場合、地区隊と協力して出火階及びその直上階の者を優先して避難誘導に当たる。
- 2 避難誘導班は、避難経路図に基づいて、避難誘導する。
- 3 エレベーターによる避難は原則として行わない。
- 4 屋上への避難は原則として行わない。
- 5 避難誘導班員の配置は、非常口、特別避難階段附室前及び行き止まり通路等とする。
また、忘れ物等のため再び入る者のないように万全を期する。
- 6 避難誘導は、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を活用して避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、混乱の防止に留意し避難させる。
- 7 負傷者及び逃げ遅れた者等の情報を得たときは、直ちに本部に連絡する。
- 8 避難終了後、速やかに人員点呼を行い、逃げ遅れ者の有無を確認し、自衛消防隊の本部に報告する。

(安全防護措置)

【共通】

安全防護班員は、火災が発生した場合、排煙口の操作を行うとともに逃げ遅れた者がいないことを確認した後、防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等の閉鎖を行う。

また、スプリンクラー設備作動後の制御弁の閉鎖等の水損防止作業や、その他施設に対する必要な措置を行う。

(応急救護)

【共通】

- 1 本部隊は、必要に応じ 〇〇〇〇 に救護所を設置し、地区隊の応急救護班と連携して活動を行う。
- 2 地区隊の応急救護班は、消防隊の活動に支障のない安全な場所に救護所を設置する。ただし、本部隊の応急救護班が救護所を設けた場合は、本救護所を活用し、本部隊と連携して必要な活動を行う。
- 3 応急手当を行い、救急隊と密接な連絡をとり、速やかに負傷者を病院に搬送できるように適切な対応をとる。
- 4 負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢、住所、電話番号、搬送病院、負傷箇所及び負傷程度等必要な事項を記録する。
- 5 逃げ遅れた者の情報を得た場合、現場へ急行し、特別避難階段、屋外避難階段等の安全な場所へ救出する。
- 6 負傷者の発生がなく、救護所設置の必要もない場合には、避難誘導班と協力し、逃げ遅れた者の有無の確認に当たる。

(その他)

↓自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合

▲【本部隊】

- 1 自動火災報知設備の受信機に火災表示を認めた時は、1名以上の自衛消防隊員（本部隊の通

報連絡班)を警備室、管理人室等に残し、他の者(本部隊の初期消火班、避難誘導班、安全防護班等)は消火器、マスターキー、携帯電話等を持って現場へ急行する。

- 2 現場へ急行した自衛消防隊員は、自動火災報知設備の発信機を押すか又は非常電話等により警備室、管理人室等へ連絡する。
- 3 警備室、管理人室等に残った自衛消防隊員(本部隊の通報連絡班)は、現場から火災である旨の連絡があった場合は、直ちに消防機関(119番)へ通報する。また、火災の状況によっては必要により放送設備を手動に切替え必要な事項を放送する。
- 4 在館者(劇場等の観客、百貨店の顧客等)の混乱を防ぐため、従業員のみに分かる暗号文を放送する場合には感知器が発報した旨の放送の後に、放送設備を手動により起動させ暗号文を放送する。

↓自動火災報知設備等と連動した通報(事業所火災直接通報を含む。)を行っている場合

▲【本部隊】

- 1 自動火災報知設備が作動し、火災通報装置から消防機関へ通報された場合には、通報連絡班は消防機関からの着信信号を確認する。
- 2 誤作動により直接通報された場合は、非常停止ボタンを押し、通報を中止する。ただし、通報の中止が間に合わなかった場合は、電話からの119番により、誤作動であることを消防機関へ連絡する。

(通報連絡、情報収集)

ア 火災発見者の通報

- (ア) 消防機関に通報する義務は、法第 24 条により、火災を発見した勤務者や付近にいる者等に義務付けられている。
- (イ) 通報、連絡は迅速、かつ、状況に応じた内容を消防機関とともに指定場所（警備室、管理人室等）に通報するようにし、その後の消火、避難活動等が早く行われるようにする。
- (ウ) 本部隊の通報連絡（情報）班は、初動措置後も災害等状況の報告、連絡を受け、適切な自衛消防活動ができるように努める必要がある。

イ 本部隊の通報連絡（情報）班の任務を定める。

- (ア) 活動拠点における任務にあたることについて定める。
- (イ) 119 番通報について定める。
- (ウ) 避難階への避難誘導放送について定める。
- (エ) 関係者への連絡について定める。特に病院、社会福祉施設等で近隣事業所等との応援協定を締結している施設にあっては、火災発生との連絡を行うよう定める。
- (オ) 避難階以外の階への火災発生等の伝達について定める。

ウ 地区隊の通報連絡（情報）班の任務を定める。

- (ア) 火災状況の確認について定める。
- (イ) 活動状況の確認について定める。
- (ウ) 逃げ遅れた者、負傷者の状況の確認について定める。
- (エ) 区画形成状況の確認について定める。
- (オ) 危険物等の状況の確認について定める。
- (カ) 事業所自衛消防隊長等への情報伝達について定める。
- (キ) 情報収集内容の記録について定める。

エ 管理権原者は、報道機関からの問い合わせ等に対して、企業としての統一的な対応ができるように、マスコミ対応担当を定めて、窓口の一本化を図ることが望ましい。

(消火活動)

ア 本部隊員は主力となって消火活動を行い、地区隊員は初動措置を主眼に消火活動を行う等本部隊と事業所地区隊の関係を定める。

イ 火災の直近にいる者は、身近に設置してある消火器具（消火器、消火バケツ等）や屋内消火栓設備などにより消火活動を行う。

ウ 使用する消火器具は、火元の近くにできるだけ多く集め、連続して集中的に使用すると効果的である。

(避難誘導)

ア 避難誘導班の任務について定める。

- (ア) 訓練されていない不特定多数の群集は、その場の従業員や特定の者の言動に大きく左右されることが多く、自衛消防隊員が行う初期の指示、行動は避難誘導活動全体の成否を決める重要な役割をもっている。
- (イ) エレベーターが設置されている防火対象物では、エレベーターによる避難は、電源の遮断等により停止する危険性があるので、火災時には使用しないようにする。
- (ウ) 避難誘導班員の配置について定める。

(エ) 避難誘導にあたっての誘導方法等について定める。

また、避難救出班を編成する防火対象物においては、一次安全区画（ベランダ、バルコニー、隣接部屋等）への避難等の自力避難困難者の救出方法について定める。

(オ) 負傷者及び逃げ遅れた者等の把握と防火対象物自衛消防隊の本部への報告について定める。

▲イ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策を運用する（一時避難エリア又は避難誘導用エレベーターの活用を計画する）場合は、歩行困難者等の避難誘導について定める。

＜参考＞避難誘導用エレベーターを活用した避難誘導要領については、資料編・資料 12 参照
(安全防護措置)

火災のときは、防火戸や防火シャッターの閉鎖、排煙設備の運転、空調設備の停止、危険物品等の移動又は除去、エレベーターの運転制御、非常電源の確保、水損防止等の活動があるので、必要に応じて記入する。

(応急救護)

ア 救護所は、その火災の状況に応じた臨機応変な位置とし、必ずしも場所を定めておく必要はない。

イ 応急救護班が行う応急手当その他必要な活動内容について定める。

▲ウ 高層建築物等における歩行困難者等の避難安全対策（避難誘導用エレベーターの活用）を運用する場合で、避難誘導用エレベーターの操作専従員に指定されたときは、避難誘導用エレベーターにより現場へ急行し、歩行困難者等を救出するものとする。

▲（自動火災報知設備と音声警報鳴動方式の放送設備が連動している場合）

ア 警備室、管理人室等の自衛消防隊員は、火災を覚知したとき、必要な器材を携行することを定める。

イ 現場から連絡を受けた警備室、管理人室等の自衛消防隊員は、消防機関へ通報する。

また、現場へ急行した自衛消防隊員は、自動火災報知設備の発信機等により警備室、管理人室等へ連絡する。

ウ 放送設備により、一次的に出火階、直上階に対し連絡する。

なお、地階部分が火災の場合は、地階全部と避難階に対し放送を行う。

エ 多数の客等で混雑する防火対象物内において、一斉に火災の放送をすることによって混乱が予想される場合には、防火対象物自衛消防隊員又は従業員のみに分かる暗号放送により放送する。

（注）当該事項は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておく。

▲（自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合）

建物に設置してある自動火災報知設備と火災通報装置が連動している場合、自動火災報知設備が作動すると、火災通報装置から自動的に合成音声により所在、名称などが 119 番通報される。

（注）当該事項は、防火対象物全体の共通の認識のもとで行う業務であることから、原則として全体についての消防計画に定めておく。

震災時の自衛消防活動要領

(消防機関への通報)

【共通】

- 1 消防機関への通報は、努めて防火対象物自衛消防隊本部隊が行う。ただし、火災が発生した場合又は防火対象物自衛消防隊へ連絡がとれないなど、緊急を要する場合は、事業所自衛消防隊の通報連絡班から通報し、通報後その旨を防火対象物自衛消防隊本部に通報する。
- 2 地震の被害状況により、電話回線が使用不能な場合は、近くの消防署へ駆けつけ、火災等の発生状況、救出、救護が必要な状況を通報する。

(初期救助、初期救護)

【共通】

- 1 応急救護班は負傷者が発生した場合、応急手当を行うとともに、地震の被害状況により緊急を要する場合は、救護所、医療機関に搬送する。
- 2 救助活動は、避難経路の安全を確保して実施する。
- 3 倒壊現場付近では、消火器や水バケツ等を準備し、不測の事態に備える。
- 4 救出の優先順位は、人命の危険が切迫している人から救出し、多数の要救助者がいる場合は、救出作業が容易な人を優先する。
- 5 チェーンソー等危険が伴う救出資器材は、努めて機器の取扱いに習熟した者が担当する。
- 6 救出した人に対しては、救出した時間、場所等を記入した傷病者カードを掲示する。

【本部隊】

- 7 建物等の下敷きになっている者等救出が必要な者を発見した場合は、自衛消防隊長に報告するとともに、救出可能な場合は、周囲の者と協力して救出を図る。
- 8 倒壊建物に挟まれたり、閉じ込められた人の救出にあたっては、状況を自衛消防隊長等に報告するとともに、救出作業及び要救助者の安全を確認しながら作業を行う。

(エレベーターの閉じ込めの対応等)

【共通】

- 1 エレベーターに閉じ込められた場合は、インターホンにより警備室、管理人室等に閉じ込められた旨を早急に連絡するとともに、けが人の有無等を伝える。

【本部隊】

- 2 エレベーターに閉じ込められた者を発見した者は、速やかに防火対象物自衛消防隊長等に報告し、エレベーター管理会社の緊急連絡先に連絡する。
- 3 速やかにエレベーターの位置を確認するとともに、インターホンにより内部に呼び掛けを行い、閉じ込められた者の有無を確認する。
- 4 閉じ込められた者に対し、エレベーター管理会社へ連絡した旨、地震の状況等を適宜連絡し、落ち着かせる。
- 5 防火対象物自衛消防隊長は、エレベーターが使用できない場合又は一部のエレベーターのみが動いている場合は、在館者に伝達するとともに、各階に掲示し、利用の自粛を図る。
- 6 研修の受講修了者等救出活動を行う技術・資格等を有する者がおり、エレベーター管理会社の到着が著しく遅れるなど緊急やむを得ない場合は、エレベーター管理会社の到着を待たずに、救出活動を行わせる。

- 7 エレベーター管理会社が到着した場合は、エレベーター停止位置等の情報を伝達し、現場まで誘導する。

（避難）

1 建物からの避難

【共通】

安全防護班は、避難通路に落下、倒壊した物品などで避難上支障となるものの除去を行う。

【本部隊】

自衛消防隊長は、建物の倒壊危険等がある場合は、在館者を速やかに屋外へ避難させる。

【地区隊】

- (1) 避難は原則として自衛消防隊長の指示又は防災関係機関の避難命令により行う。
 - (2) 事業所自衛消防隊長は、避難の指示が出るまで、照明器具や棚等の転倒落下に注意しながら柱の回りや、壁ぎわなど安全な場所で従業員等を待機させる。
 - (3) 営業の継続困難な場合は、救助活動等の自衛消防活動と並行して、客を屋外その他の安全な場所へ避難させる。
 - (4) 事業所自衛消防隊長は、防火対象物自衛消防隊長と連携し、防火対象物全体での避難誘導に努める。
- ### 2 避難場所等への避難

【共通】

- (1) 避難する際は、車両等を使用せず全員徒歩とする。
- (2) 避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、避難の際には先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- (3) 避難経路は、道路状況、地域の被害状況等を考慮し、選定する。
- (4) 従業員等を避難場所等に誘導するときは、一時集合場所（〇〇小学校）及び避難場所（〇〇公園）までの順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。

【地区隊】

避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行うとともに事業所自衛消防隊長にその旨を報告する。

（一斉帰宅の抑制）

【共通】

- 1 待機場所の設営
- 2 非常用物品の準備（食料、飲料水、寝具等）
- 3 名簿作成等による人員管理
- 4 災害状況、交通機関の運行状況等の情報提供
- 5 帰宅可能となった場合の支援資器材の準備（地図等）

(消防機関への通報)

震災時には、消防機関に多数の119番通報が殺到することが懸念される。防火対象物自衛消防隊長は、同一の事案について通報が重複しないように注意する必要がある（火災発生など緊急の場合は除く。）。

また、震災時には電話回線が使用できなくなることも考えられる。通報ができない場合は、近隣の消防署所へ直接駆け付けて通報を行う。

(初期救助、初期救護)

地震時の救出・救護活動について必要な事項を定める。

- ア 火災時と異なり、救急車を要請することが困難になる場合が予想されることから、緊急の場合には、応急救護班が救護所、あるいは医療機関に搬送することを定める。
- イ 地震発生時においては、同時に多数のけが人や救助事象が発生し、また、交通障害も予想されることから消防機関においては、個々の事象について平常時のように迅速な対応は困難となる。したがって、救出や救護について軽微なものは自己の事業所で対応する必要がある。
- ウ 救出・救護活動にあたっては、二次災害の防止について配慮する。

(エレベーターの閉じ込め対策)

- ア 地震発生時は、エレベーターが途中階で停止し、中に人が閉じ込められることがあるのでエレベーター閉じ込め発生時の対応について定める。
- イ エレベーター内部に急病人、けが人がいる等の緊急の場合を除き、エレベーター管理会社が対応することが原則となる。
- ウ エレベーター管理会社は、復旧作業を行うにあたり、都内全域で多数のエレベーターが停止している場合等復旧に時間を要する場合、各建物で1台ずつを優先的に復旧させることがある。

(避難)

- ア 現在の過密都市における避難は、何万人何十万人の大群衆の行動であり、平常の個人的な行動とは根本的に違ってくる。したがって、あらかじめ決めてある一時集合場所、避難場所を確認しておき、より安全に避難ができるよう心掛ける必要がある。
- イ 避難誘導を行う際は、安全防護班は、事前に避難上支障となるものの除去を行う。
- ウ 地震時の避難についても自衛消防隊を中心とした活動を原則とし、混乱防止に努め、組織的に行動する必要がある。
- エ 店舗等で顧客がいる場合は、必要に応じ、救助等の自衛消防活動と並行して建物外部等の安全な場所に、一時的に避難誘導する必要がある。
- オ 避難場所等に避難を行う場合、防火対象物全体での避難に努め、テナント等に逃げ遅れた者のないように注意することが必要である。
- カ 避難後に電気・ガスが再供給された場合、出火等の危険性があるので、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(一斉帰宅の抑制)

- ア 帰宅困難者の発生による社会的混乱を避けるため、交通機関が復旧するまでの間は建物内に残留することを原則とする。
- イ 残留するために必要な措置（待機場所の設営等）を行う。
- ウ 待機場所を設定する際は、高齢者、女性、妊産婦等に配慮した造りとする。
- エ 報道、インターネット等による情報収集に努め、放送設備等を活用して、在館者に情報提供する。